

様式3

随意契約理由書

担当課
食のまちづくり推進課

契約内容	契約件名	食のまちづくり拠点施設北側用地整備工事
	業務概要	食のまちづくり拠点施設北側用地の整備を行う。 緑地及び臨時駐車場を整備することで食のまちづくり拠点施設の魅力向上を図る。
	契約金額	金13,673,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年10月20日
	契約期間	令和5年10月20日 ～ 令和6年1月31日
	契約の相手	南房総市久枝1244-1 東海建設株式会社
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input checked="" type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由		
<p>契約の相手は拠点施設整備事業の建設工事を担う企業であり、また、本工事は拠点施設整備事業用地と一体的な整備となる外構工事である。</p> <p>対象地は拠点施設整備事業開始後に取得した土地であり、現在、事前工事として国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所による埋め戻し工事が実施されている。工事進捗により埋め戻しの見通しがまとまったことから、拠点施設開業前の整備完了を目指し工事発注を行う。</p> <p>拠点施設開業前に整備完了するには早期の工事着手が必要であるとともに、良好な緑地整備には植物発芽に適した時期の施工が重要となる。また、本整備の緑地及び駐車場は拠点施設用地との一体的整備であるため、これら施工課題を解決するために、拠点施設整備施工業者との随意契約として工事着手するものである。</p> <p>また、当該相手との随意契約により工期短縮及び経費削減が確保されることから、契約金額は入札に付するより有利であることが認められる。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
市民協働課

契約内容	契約件名	市道3016号線 路側防護柵撤去設置工事
	業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガードパイプ(横径:m:1段のみ)撤去 L=50m</li> <li>・ガードパイプ(横径:m:1段のみ)設置 L=50m</li> <li>・ガードパイプ(支柱のみ)撤去 N=6基</li> <li>・コンクリート削孔(削孔径φ128~160mm、削孔深h200~400mm)N=6箇所</li> <li>・ガードパイプ(支柱のみ)設置 N=6基</li> </ul>
	契約金額	金825,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和5年10月18日
	契約期間	令和5年10月19日 ~ 令和5年11月30日
	契約の相手	千葉県木更津市中野288 株式会社 明成

根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

本工事は、令和5年11月12日に開催される「館山チアアップ・千葉県誕生150周年記念パレード」において多くの誘客が見込まれる中、車道と歩道の境に設置している防護柵の一部の損傷が激しく、けが人を誘発させる恐れがあるため、部分的な補修を行う工事である。特に当日は「東京ディズニーリゾート40周年スペシャルパレード」が予定されており、過去の開催実績を踏まえ、館山市単体の祭事イベントとは比較にならない来訪者が予想される点や、パレードのスタート地点となり見物客が殺到される状況が見えてきたことから、再度現場を確認し、開催までに防護柵の一部を撤去設置し、安全を確保する必要があると急遽判断した。

なお、市で積算した金額と比較しても適正な金額と判断でき、これまでの実績から開催日までに確実に工事完了が見込め、かつ、資機材及び人員の調達がすぐに対応可能な施工業者を選定した。

様式3

随意契約理由書

担 当 課
環境センター

契約内容	契約件名	せん断式破砕機ケーシング改修工事		
	業務概要	清掃センターせん断式破砕機のケーシングの改修		
	契約金額	金4,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年11月10日		
	契約期間	契約日	～	令和5年12月25日
	契約の相手	品川区南大井6-26-3 日立造船(株)東京本社		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由			
<p>清掃センターにおいて、ゴミを安定して焼却するために枝木等を裁断している破砕機が、老朽化により正常に破砕することができなくなりました。</p> <p>現在、清掃センターは基幹的設備改良工事により焼却炉へのごみの投入は停止しており、破砕作業も行っていないが、12月下旬には焼却を再開するため、それまでには確実に破砕機を正常な状態に復旧させなければならず、不具合の原因となっているケーシングを改修する必要が生じた。</p> <p>しかし、この破砕機は清掃センターでのごみの受け入れ条件に合わせた仕様で製作されたものであり、その構造を熟知している日立造船株式会社以外のものが、短期間にその構造を理解し適切な改修を行うことは不可能である。</p> <p>したがって、現在、基幹的設備改良工事を施工している本業者と随意契約を締結し、直ちに工事に着手する。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課
危機管理課

契約内容	契約件名	防火水槽撤去工事
	業務概要	既設防火水槽（大神宮地内：717030B）の撤去工事
	契約金額	金1,287,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年12月6日
	契約期間	令和5年12月6日 ～ 令和6年1月31日
	契約の相手	館山市亀ヶ原890番地の1 株式会社 岡部建設
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>当該撤去防火水槽であるが、民地を無償で借り受けて設置しているもので、当該土地所有者より土地を他の用途に活用したい旨の要望があり、撤去工事を実施するものである。</p> <p>当該撤去防火水槽の近接地で他発注者による施工中の土地造成工事があり、撤去工事の現場近くに重機や機材等が搬入されている状況で、この施工中の事業者により工期の短縮及び工事経費の節減が見込まれるため、当該事業者と契約を締結するもの。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
危機管理課

契約内容	契約件名	防火水槽蓋掛工事（その3）
	業務概要	既設防火水槽（竜岡地内：717026B）の蓋掛工事
	契約金額	金319,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年12月11日
	契約期間	令和5年12月11日 ～ 令和6年1月31日
	契約の相手	館山市亀ヶ原890番地の1 株式会社 岡部建設
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>当該工事は防火水槽に蓋を掛け、転落等の危険排除や落葉・ゴミ等の流入による防火能力の低下防止を目的とするものである。</p> <p>同時期に他の蓋付防火水槽の撤去工事があり、その蓋の寸法が今回有蓋化しようとしている防火水槽と同一であるため、再利用が可能であることが判明した。</p> <p>蓋を再利用することで、処分費が節減でき、また、現に他の蓋付防火水槽の撤去工事を施工中の当該事業者の請け負わせることで工期及び工事経費の節減が見込まれるため、当該事業者と契約を締結し、工事を実施するもの。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	市道6027号線 道路排水整備工事(その2)
	業務概要	防犯灯移設工事 ・防犯灯移設 N=1式 ・防犯灯移設に伴う既設構造物の移設 N=1式 ・交通誘導員 N=2人
	契約金額	金455,290円(消費税及び地方消費税の額を含む)
	契約締結日	令和5年5月29日
	契約期間	令和5年5月29日 ~ 令和5年6月30日
	契約の相手	館山市新宿55番地の13 有限会社鈴木建材興業

根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

市道6027号線 道路排水整備工事において、地元区長から勾配のある箇所でのグレーチング蓋は高齢者の転倒の原因となるため、終点部の集水桝設置の再検討を要望された。設計精査を行ったところ、終点部の集水桝を設けずに、既設水路と新設側溝の取付けを行うこととなった。そのため新設側溝の法線が変更となり、防犯灯移設が必要となったため、本工事を行うこととした。市道6027号線 道路排水整備工事を受注している有限会社鈴木建材興業は早期に現場着工が可能であり、地元自治会との調整等ができているため、円滑な施工を行えることから、随意契約を締結するものである。また市道6027号線 道路排水整備工事は令和4年度の繰越事業であるため、本工事は令和5年度事業にて随意契約とする。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道9010号線 道路法面復旧工事）	
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・法面保護シート（W=1000 L=10000 N=11 <sup>ロール</sup> ） N=1式 ・盛土・法面整形 N=1式 ・舗装工（路盤 M-30 t=150 表層 再生密粒度AS13 t=50） N=1式	
	契約金額	金2,340,800円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年9月28日	
	契約期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年12月8日	
	契約の相手	館山市亀ヶ原890番地の1 株式会社岡部建設	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契	<input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下	<input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下
		<input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下	<input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下
		<input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下	<input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道9010号線の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（株）岡部建設は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（株）岡部建設と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道2111号線 道路法面復旧工事）
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・大型土のう（耐候性3年 ※吸出防止材含む） N= 12袋 ・木杭打込（末口φ18cm L=2.5m） N= 6本 ・路肩盛土 N= 1式 ・重機回送・諸経費 N= 1式
	契約金額	金426,800円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年9月28日
	契約期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年12月15日
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設株式会社

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道2111号線の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の 睦建設(株) は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。  
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の 睦建設(株) と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（東長田地内法定外水路 護岸復旧工事）		
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・コンクリートブロック（500×500×500 ※吸出防止材含む） N=25個 ・重機回送・諸経費 N=1式		
	契約金額	金676,500円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年11月17日		
	契約期間	令和5年11月17日 ～ 令和5年12月28日		
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			

随意契約理由

令和5年11月17日の大雨により、東長田地内法定外水路土羽護岸の土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。  
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（市道7029号線 道路法面復旧工事）
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・コンクリートブロック（500×500×500 ※吸出防止材含む） N=60個 ・土のう（耐候性3年） N=1式 ・重機回送・諸経費 N=1式
	契約金額	金1,269,400円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年9月28日
	契約期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年12月28日
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、市道7029号線の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の（有）鈴木建材興業 は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。  
 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の（有）鈴木建材興業 と随意契約を締結するものである。

様式3

随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（大戸地内法定外道路 法面復旧工事）	
	業務概要	道路法面復旧工事 一式 ・コンクリートブロック（1000×1000×1000 ※吸出防止材含む） N=84個 ・路肩盛土 N= 1式 ・耐候性土のう N= 1式 ・重機回送・諸経費 N= 1式	
	契約金額	金5,990,600円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年9月28日	
	契約期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年12月28日	
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
随意契約理由			
令和5年9月8日の台風13号に伴う豪雨により、大戸地内法定外道路の道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。 ※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。			

様式3

随意契約理由書

担当課
建築施設課

契約内容	契約件名	北条幼稚園渡り廊下改修工事
	業務概要	渡り廊下屋根からの雨漏りに伴う、天井等の改修工事を行う。
	契約金額	金2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	令和5年10月17日
	契約期間	令和5年10月17日 ~ 令和6年1月31日
	契約の相手	館山市北条2365番地 渡辺建設株式会社
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input checked="" type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>渡り廊下屋根からの雨漏りに伴い、天井落下の危険性があるため、緊急対応が必要である。当該業者は、本施設の施工者であり早急な対応が可能であるため、当該業者と随意契約をする。</p>		

様式3

随意契約理由書

担当課
建設課

契約内容	契約件名	5年災 災害復旧工事（那古地内法定外道路 法面对策工事）
	業務概要	道路法面对策工事 一式 ・大型土のう（耐候性3年） N = 30袋 ・重機回送・諸経費 N = 1式
	契約金額	金595,100円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年11月17日
	契約期間	令和5年11月17日 ～ 令和6年1月26日
	契約の相手	館山市新宿55番地13 有限会社鈴木建材興業

根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input checked="" type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき

随意契約理由

令和5年11月17日の大雨により、那古地内法定外道路法面土砂が崩落し、大変危険な状態である。更なる被害を防ぐため、早急に応急復旧工事を行う必要が生じた。「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の(有)鈴木建材興業は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。

※本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の(有)鈴木建材興業と随意契約を締結するものである。